

2国間社会保障協定の現状

日本年金機構本部 事業企画部

前国際事業グループ長 佐藤忠美

国際化に伴う社会保障制度上の課題

国際的な人的交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働く人や、将来海外で生活する人が年々増加している。これに伴って、海外に長期滞在する日本人の数も増加傾向にあり、海外在留邦人のうち永住者を除く「長期滞在者」の数は1990年代初頭には約40万人であったのに対し、2014(平成26)年10月現在では約85万人にまで増加した。

海外で働く場合はその国の社会保障制度に加入する必要があり、日本の社会保障制度の保険料と併せ二重に負担しなければならない場合が生じている。また日本や海外の年金を受け取るためには、一定期間以上その国の年金制度に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した保険料が老齢年金の給付に結びつかないことがある。

社会保障協定は、「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を2国間で調整すること(二重加入の防止)、老齢年金の受給資格の確保を図るために、日本の年金加入期間を協定締結国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにすること(年金加入期間の通算)の2つを目的としている。

社会保障協定の内容と締結の意義

社会保障協定の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 社会保障制度の適用調整

保険料の「二重負担」問題の解消のため、原則として就労している国の社会保障制度にのみ加入することとする。ただし自国から相手国への一時派遣期間または一時的な自営活動を行う期間が一定期間(現在の各協定では5年)を超えないと見

込まれる場合等には、自国の社会保障制度にのみ加入し、相手国の社会保険制度の適用を免除することができる。

(2) 年金受給権のための保険期間の通算

「老齢年金の受給資格の確保」の問題の解消のため、自国と相手国のいずれか一方または両方の年金制度において最低加入期間の要件を満たさない場合には、この最低加入期間の計算に当たって、自国の保険期間と相手国の保険期間とを通算することができる。ただし、保険期間の通算により受給権を確立した場合に支給される年金額については、通算された保険期間ではなく、あくまで自国の保険期間の長さに応じて計算される。

さらに、協定で確立された年金受給権に基づく給付の支払いを確実なものとするため、原則として相手国に対しては国籍や居住地を理由とした年金給付の支払いの制限を行わないことにしている。

(3) 協定実施上の相互協力

協定を円滑に実施するため、両国の実施機関(日本側は日本年金機構等が該当)は実務面において相互協力体制を構築することになっている。これにより例えば、従来自国民が相手国の年金を請求する際には相手国の実施機関に対して直接連絡を取る必要があったが、協定発効後は自国の実施機関の窓口で相手国の年金給付申請書を提出することができることとなるなど、両国国民の年金関係の手続きに関して利便の向上が図られるようになる。

協定の締結によって「保険料の二重負担の解消」や「老齢年金の受給資格の確保」が図られれば、協定相手国と日本との間の人的交流の一層の促進、さらに両国間の経済関係の強化も期待される(右ページ図)。